第八条中第六号を第九号とし、第三号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　児童福祉法第二十一条の五の九第一項の通所給付決定の取消しに関する事務

第八条第一号の次に次の二号を加える。

二　児童福祉法第二十一条の五の六第一項の通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　児童福祉法による通所受給者証に関する事務

第八条に次の二号を加える。

十　児童福祉法第五十七条の四第一項の資料の提供等の求めに関する事務

十一　児童福祉法施行規則第十八条の六第七項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げるもののほか、児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に関する事務

第九条に次の一号を加える。

四　前号に掲げるもののほか、児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務

第十四条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を加え、同号を同条第一号とし、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、第七号から第十二号までを四号ずつ繰り上げる。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　生活保護法第二十九条第一項の資料の提供等の求めに関する事務

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による加入者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条第三項の特例退職加入者を含む。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務

二　私立学校教職員共済法第十四条第一項の加入者（第六号において「加入者」という。）の資格の得喪に関する事務

三　私立学校教職員共済法第二十条第一項又は第三項の短期給付の支給に関する事務

四　私立学校教職員共済法による退職等年金給付及び当該退職等年金給付の受給権者に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号及び第十三号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

五　私立学校教職員共済法第二十条第二項の退職等年金給付の支給に関する事務

六　加入者に係る標準報酬月額（私立学校教職員共済法第二十二条第一項の標準報酬月額をいう。）、標準賞与額（同法第二十三条第一項の標準賞与額をいう。）又は加入者期間（同法第十七条第一項の加入者期間をいう。）に関する事務

七　私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条の二第一項の一部負担金に係る措置に関する事務

八　私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項の任意継続加入者（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第百二十六条の五第三項の任意継続加入者の掛金の前納に関する事務

九　私立学校教職員共済法第二十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）又は第二項の福祉事業の実施に関する事務

十　私立学校教職員共済法による掛金に関する事務

十一　私立学校教職員共済法による加入者証、加入者資格証、加入者被扶養者証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用証又は限度額適用認定証に関する事務

十二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十八条第三項又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第十四条第一項の加入者の資格の得喪に関する事務

十三　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項の給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条の給付並びにこれらの給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者たる厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下この項において「第一号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この条において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　第一号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　厚生年金保険法による保険給付及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五　第一号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務

六　厚生年金保険法第百条の二第五項の資料の提供等の求めに関する事務

2　法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者たる国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

一　厚生年金保険法による同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二　第二号厚生年金被保険者の資格に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

三　厚生年金保険法による保険給付及び当該保険給付の受給権者に係る請求等の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

四　厚生年金保険法による保険給付の支給に関する事務

五　第二号厚生年金被保険者であった期間に係る厚生年金保険の保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金に関する事務